

# 防災対策への補助事業のお知らせ

～ 今やらないといつやるのか ～

太地町では、地震等の災害に備えるため、各種の補助制度を設けています。

自分の身を守るため、ぜひご利用ください。

※いずれの補助制度も、予算の範囲内での補助となりますので、申込期限に達する前に受付を終了させていただく場合があります。

補助制度名	補助内容	補助対象	補助金額	申込期限
家具転倒防止器具の助成	地震等の災害時における家具類等の転倒・散乱による被害の防止を目的として、住居の家具類に取り付ける金具及び取付に係る費用を助成する制度。1世帯あたり最大5組とし、助成は1世帯につき1回まで。	・太地町の住民基本台帳に記録されている世帯で、かつ居住している世帯 ・洋服ダンス・整理ダンス・茶ダンス・食器棚等(テレビ・冷蔵庫など家電は対象外)	・1世帯5組まで ・取付費用の全額を助成	令和6年9月30日
感震ブレーカー設置促進事業補助金	地震発生時に、自動的に電気の供給を遮断し、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電から復旧したときに発生する通電火災を防ぐことを目的として、感震ブレーカーの設置費用を補助する制度。	・太地町の住民基本台帳に記録されている世帯で、かつ居住している世帯	・上限20,000円	令和6年9月30日
ブロック塀等耐震対策事業補助金	地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的として、撤去及び改善に要する費用を補助する制度。	・太地町内にあるブロック塀等を所有する者又は当該所有者と親族関係にある者 ・太地町内にあるブロック塀等の所有者の承諾を得て実施する当該地域の自主防災組織	・地盤面からの高さ60cm以上の部分の撤去に係る費用の10分の9の金額(上限30万円) ・撤去後に軽量な壁等に改善する費用の2分の1(上限10万円)	令和6年9月30日
住宅耐震診断	木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、住宅の耐震診断を行う際の診断費用を補助する制度。	・太地町内に存する民間のもの ・平成12年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅 ・構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 枠組み壁工法 イ 丸太組工法 ウ 建築基準法(昭和25年法律第201号)旧第38条の規定に基づく認定工法 ・地上階数が2以下でかつ延べ面積が200m <sup>2</sup> 以下のもの	・耐震診断に係る費用を全額補助	令和6年9月30日
住宅耐震化補助	地震発生時における住宅の倒壊等の災害を防止するため、耐震補強設計、耐震改修工事の費用を補助する制度。	・平成12年5月31日以前に着工された木造の住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された非木造の住宅 ※いずれも耐震診断の結果、耐震性を有しないと判断された住宅	・耐震補強設計費の3分の2(上限13万2千円) ・耐震改修工事の3分の2(上限60万円)+改修費用の11.5%(上限41万1千円) ・同一年度内にて一連で補強設計・改修工事まで完了した際の費用 ・50万円+(上限工事費の40%)+66万6千円	令和6年9月30日
防災ベッド・シェルター設置	住宅耐震化より安価で、寝床や居住スペースの安全が確保できるベッド・シェルターの設置費用を補助する制度。	・耐震診断の結果、耐震性を有しないと判断された木造住宅	・設置費用の3分の2(上限26万6千円)	令和6年9月30日
防災ベッド貸出	地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的として、防災ベッドの貸出を行う制度。	・太地町の住民基本台帳に記録されている世帯で、かつ居住している世帯 ・耐震診断の結果、耐震性を有しないと判断された木造住宅 ・次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。 ア 65歳以上の者であり、かつ、その者と同一世帯に属する者のいずれもが65歳以上の者であること イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であること ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定により要介護認定を受けた者であること エ 地震発生時に避難することが困難であると認められる者であること	・申請者1人につき、防災ベッド1台を貸出 ※申込者多数の場合は抽選とさせていただきます。 ※過去に耐震診断を受けたことがない場合、耐震診断を受けていただく必要があります。	令和6年5月31日